



各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について (通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年2月2日、国は一都三県を含む10都府県を対象に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。これに基づき、本県では2月3日に新型感染症専門家会議、2月4日に新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」(別添資料1)が決定されたところです。

つきましては、このことを踏まえ、下記のとおり対応願います。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

なお、具体的な対応については、令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について (通知)」(別添資料2)及び令和3年1月13日付け「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン Ver. 5」を引き続き参照すること。ただし、卒業式については、併せて3を参照すること。

2 期間

令和3年3月7日(日)まで

3 令和2年度卒業式について

緊急事態宣言の期間にかかわらず、以下の留意点を踏まえ、実施すること。

- (1) 感染防止対策を徹底すること(マスクの着用や会場の換気等)。
- (2) 発熱等の風邪症状がみられる場合、家庭内に体調不良者がいる場合には参加をしないよう徹底すること。

- (3) 参加者の座席の間隔については、少なくとも1席分のスペースを空けること。  
ア 在校生は参加させないこと。ただし、式の進行に必要な在校生の代表のみ参加を可とする。  
イ 来賓は原則として招待しないこと。  
ウ 保護者が参加する場合については、児童生徒一人につき保護者1名までとすること。その際、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようにすること。  
エ 特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施すること。
- (4) 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。
- (5) 国歌斉唱については、式次第に位置付けた上で、飛沫感染防止の観点から、歌唱は控えること。(校歌斉唱等も同様に扱うこと。)
- (6) 卒業式後の集まりや会食を自粛すること。

4 令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜等について  
感染防止対策を徹底した上で予定通り実施すること。

5 送付資料

- (1) 令和3年2月4日開催 新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料(抜粋)  
「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」
- (2) 令和3年1月7日付け 教高指第1826号(写し)  
「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について(通知)」

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【高等学校入学者選抜に関すること】

担 当 高校教育指導課 学びの改革担当

電 話 048-830-6766

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886